

○野洲市民病院整備運営評価委員会規則

平成30年 3月30日

規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、野洲市附属機関設置条例（平成30年野洲市条例第1号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、野洲市民病院整備運営評価委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 委員の任期は、市長が当該委員を委嘱するときに定める。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議等)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員会の議事に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係資料等の提出を求めることができる。

(専門部会)

第5条 市長は、専門的な見地から調査又は審議をするため、必要に応じて条例第6条の規定に基づき委員会に部会を置くものとし、その組織、運営等については、次項から第5項までに定めるところによる。

2 部会は部会員若干名をもって組織し、部会員は委員のうちから委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会員のうちから委員長が指名する。

4 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

5 部会長は、部会の調査若しくは審議が終了したとき、又は委員長が求めるときは、その調査若しくは審議の結果又は経過を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、政策調整部市民病院整備課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に廃止前の野洲市民病院整備運営評価委員会設置要綱の規定による野洲市民病院整備運営評価委員会の専門部会の部会長及び部会員であった者は、この規則の規定による野洲市民病院整備運営評価委員会の部会の部会長及び部会員とみなす。